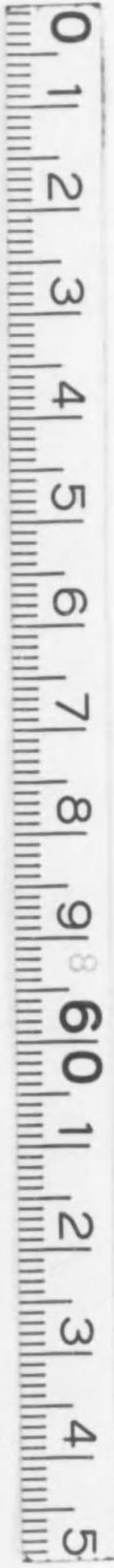


397

251

信託業法ニ關スル陳情



始



フナ 11-19

信託業法ニ關スル陳情

(以印刷代筆寫)

19

目次

信託業法ニ關スル陳情……………一

別冊一、信託業法ニ關スル陳情……………九

別冊二、信託業法案ニ關スル陳情……………一七

附 録

第一 信託法綱領……………二一

第二 信託業法綱領……………二五

第三 信託法案……………二七

第四 信託業法案……………三七

第五 擔保附社債信託法中改正法案……………四二

第六 信託法及同業法案綱領ニ就テ……………四三

信託業法ニ關スル陳情

政府ニ於テハ夙ニ時勢ノ進運ニ鑑ミ、信託業法制定ノ必要ヲ認メ、銳意之カ研究ニ從事シ、曩ニ其ノ草案ヲ内示シテ吾等當業者ノ意見ヲ徵セラル、其ノ意蓋シ法案ノ審議ヲ慎重ニスルト同時ニ、實際ノ事情ト阻隔セシメサラントスルニアラン。吾等當業者ハ政府ノ意ヲ用フル頗ル親切ナルモノアルニ感シ、當時所見ヲ披瀝シテ上申スル所アリタリ。

次テ政府ハ本案ノ綱領ヲ法制審議會ニ諮問シ、重ネテ之ヲ討究セシメラル其ノ繁ヲ厭ハス勞ヲ辭セス、一意完璧ヲ求ムルノ情、甚タ切ナルモノアルハ吾等當業者ノ感謝ニ堪ヘサル所ナリ。而シテ吾等當業者モ亦利害ノ繋カル所甚大ナルニ顧ミ、更ニ法制審議會ニ陳情シテ其ノ考慮ヲ煩ハシタリ。

然ルニ這次法制審議會ノ成案トシテ世上ニ傳ヘラル、モノヲ觀ルニ、吾等當業者ノ曩ニ陳情シタル所ノモノハ多ク採納セラレサリシカ如シ。吾等當業者タルモノ情ヲ陳ヘテ審カナラサリシモノアリシカ、又理ヲ説キテ當チ得サルモノアリシカ、遺憾實ニ大ナルモノナクンハアラス。

信託業法協會



397-257

蓋シ我邦ニ於ケル信託業ノ近年特ニ長足ノ發達ヲ遂ケタルハ、畢竟時勢ノ必要之ヲ促カシタル結果ニシテ、今ヤ我經濟界ニ於ケル重要機關トシテ其ノ關係スル所、廣ク且ツ大ナルモノアリ。政府ニ於テ信託業法ヲ制定セラレントスルモノ亦實ニ茲ニ稽フル所アリ、之ヲ監督シテ其ノ途ヲ過タシメサルト共ニ之ヲ指導シテ國家ノ經濟ニ寄與セシメントスルニ外ナラサルヘシ。

然モ法制審議會ノ成案ハ專ラ斯業ノ取締監督ニ重キヲ置キ、甚タシク其ノ營業ノ範圍ヲ局限セラレタル感アリ、斯クテハ獨リ信託會社ヲシテ其ノ完全ナル機能ヲ發揮シ、以テ國家ノ經濟ニ貢獻スルコト能ハサラシムルノミナラス、却テ角ヲ矯メテ牛ヲ殺スノ過ニ陥ルノ虞ナシトセス。是レ吾等當業者ノ更ニ情ヲ陳ヘテ清鑑ヲ仰カントスル所以ナリ。

而シテ大體ノ趣旨ハ、大正九年二月四日附大藏大臣宛、同十年四月一日附法制審議會中信託法及信託業法主査委員長宛陳情書ニ悉クセルヲ以テ、茲ニハ唯タ其ノ要領ヲ抄録スルニ止メントス。

第一 「事業經營」ノ信託ヲ認メラレタキコト

事業經營ノ信託ハ我邦ニ於ケル信託會社ノ多數、就中最近成立セル信託會社ハ何レモ之ヲ營業

トシ、殊ニ之ヲ重要視セリ。社會ノ進歩、經濟界ノ發達ニ伴レテ此ノ種ノ信託ハ益々増加スヘシ、或ハ一般財産ノ「管理及處分」ノ作用ニ依リテ其ノ目的ヲ達シ得ヘシトセンモ、夫レニハ自ラ限度アルノミナラス(一)信託會社ノ營業上現ニ存在セル債券ヲ保全スルカ爲メ、特ニ債務者ノ有スル事業ノ經營ヲ受託スルニアラサレハ其ノ目的ヲ達シ難キコトアリ(二)又債權關係ノ有無ニ係ハラズ特ニ法人組織ノ事業ニ於テ、經營者ト其ノ株主トノ間ニ紛議ヲ醸シ、爲メニ其ノ事業ノ目的ヲ達シ難キ場合ニ於テ一時其ノ事業ノ經營ヲ第三者タル信託會社ニ委託シ、紛議ノ解決ヲ待ツヲ有利トスルコトアリ(三)或ハ事業ノ經營者カ、法律ノ作用ニ依リ業務ノ執行ヲ停止セララル場合ニ於テ、裁判所ヨリ其ノ業務ノ執行ヲ信託會社ニ命スルヲ有利トスルコトアリ(四)或ハ業務ノ遂行中其ノ經營者カ夫レニ必要ナル能力ヲ缺クニ至レルカ爲メ、其ノ事業ノ經營ヲ信託會社ニ委託スルヲ有利トスルコトアリ。此ノ種ノ要求ニ應スルカ爲メ、事業經營ノ信託ヲ認ムルハ社會上、經濟上極メテ必要ノコトナリ。

第二 附隨業務トシテ更ニ左ノ業務ヲ營マシメラレタキコト

- 一、有價證券ノ賣買又ハ貸借ノ媒介
- 二、保險事務ノ仲介並代理
- 三、企業ノ調査及設計
- 四、信用ノ保證
- 五、會計ノ検査
- 六、大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル代理事務

(一)有價證券ノ買賣又ハ貸借ノ媒介ハ從來多數ノ信託會社ニ於テ營マレ居ルノミナラス、現ニ我信託會社ハ銀行業ト共ニ國債仲買人タルコトヲ認メラレ、既ニ其ノ仲買人タルモノアリ、今之ヲ禁スル理由ナキノミナラス、國債以外ノ有價證券ノ買賣又ハ貸借ノ媒介ヲ特ニ不可トスル理由ナカルヘシ (二)保險事務ノ仲介並代理特ニ火災保險ノ仲介並代理ノ如キハ現ニ我信託會社ニ於テ營マレ、保險會社ノ歡迎スル所ナルノミナラス、信託會社ハ其ノ業務上保有スル擔保物件保全ノ方法トシ、該物件ニ付セラルヘキ保險契約ニ干與スル機會アルヲ以テ、其ノ仲介又ハ代理ヲ爲サシムルヲ有利トス (三)企業ノ調査及設計、信用ノ保證、會計ノ検査等ハ猶ホ獨立ノ業務トシテ認ラル、ニ至ラサルモ、將來大ニ發達シ、又發達セシムヘク (四)又商行爲其ノ他一般ノ事務代理ハ我邦信託會社ノ主要業務ト云フモ不可ナク、之ヲ二三ノ代理事務ニ制限スルニ於テハ信託會社ノ存立ニ影響スル虞アリ、特ニ大藏大臣ノ許可ヲ得タル代理事務ハ之ヲ營ムコトヲ得セシムヘク、以上總ヘテ之ヲ信託會社ノ附隨業務タラシムルハ、當ニ信託會社ノ營業上有利ナルノミナラス、一般ノ企業金融上甚タ必要ノコトナリ。

### 第三 資金運用ニ關シ左ノ方法ヲモ認メラレタキコト

- 一、不動産ノ取得
  - 二、動産(公債社債又ハ株式以外ノ)其ノ他確實ナル擔保アル貸付
  - 三、確實ナル引受又ハ裏書アル手形ノ買入
- 信託會社ノ資金中、土地建物其ノ他ノ不動産ニ投下セラル、モノ甚タ尠ナカラサルハ我邦現在ノ實況ニシテ、之ヲ除外スルハ信託會社ヲシテ此ノ種資金運用ノ方法ヲ失ハシムルモノナリ、且

ツ公債、社債又ハ株式ニ限ラス其ノ他ノ財産ト雖モ、確實ナル擔保力アルモノニ對スル貸附ハ特ニ之ヲ制限スル理由ヲ認メス。又確實ナル引受若クハ裏書アル手形ノ買入ノ如キハ、信託會社ノ業務上並金融市場トノ接觸ヲ保タシムル必要上當然認メラルヘキモノナリ。苟モ信託會社ノ基礎ヲ危クセス、受益者ノ利益ヲ害セサル限り、營業上ノ目的ヲ達セシムル爲メ、總ヘテ此ノ種ノ資金ノ運用方法ヲ認ムル必要アリ。

### 第四 供託金ヲ全廢スルカ然ラサレハ之ヲ輕減セラレタキコト

受益者ノ蒙ムルコトアルヘキ損害ハ、資本金ニ依リ擔保セラル、ヲ以テ足ルヘク又足ラシメサルヘカラス、故ニ供託金ハ全廢ヲ可トス。サレト保險業、貯蓄銀行等ノ例モアリ橫衡上之ヲ課スルトセハ大ニ其ノ金額ヲ輕減スル必要アリ。

### 第五 特種ノ社債發行權ヲ認メラレタキコト

信託會社ノ營業上必要トスル資金ハ性質上概ネ長期ノモノナリ、此ノ點ニ於テ普通銀行ノ夫レト著シク其ノ趣ヲ異ニス、サレハ日本勸業銀行、日本興業銀行等、不動産其ノ他ニ對スル長期資金ノ融通ヲ目的トスル特殊銀行ニ格段ナル社債ノ發行ヲ認ムルカ如ク、企業金融ノ調節機關トシテ長期ノ資金ヲ必要トスル信託會社ニ對シ、資金蒐集ノ方便トシテ特別ナル社債ヲ發行セシムルヘシ、サラハ信託會社ハ之ニ依リ自ラ保有スル不動産其ノ他ノ財産ヲ資金化スルコトヲ得ン。最レ觸リ信託會社ノ營業上有利ナルノミナラス、國家經濟上ニ於テモ亦極メテ必要ノコトナリ。

### 第六 未拂込増資ノ方法ヲ認メラレタキコト

信託會社ハ保險會社ト同シク信用ヲ基礎トシテ存立スルモノナルヲ以テ、株金全額ノ拂込ヲ俟  
タス資本金ヲ増加セシムル必要アリ。

六

### 第七 銀行業の兼營、尠クトモ其ノ一部ヲ信託業務トシテ營マシメラレタキ コト

元來信託業ト銀行業トノ分野ハ截然ト區別サル、モノニ非ス、或ル種ノ業務ハ互ニ重複シテ兩  
屬ヲ免レス、現ニ銀行ニ於テハ信託會社ノ附隨業務タル保護預リ若ハ公債、社債又ハ株式募集ノ  
取扱ニ關スル業務ヲ營ミ、擔保附社債信託業務ヲモ營メリ、銀行ニハ信託業ノ畛域ヲ犯スコトヲ  
認メ、信託會社ニハ銀行業務ノ兼營ヲ認メサルハ公平ヲ失スルモノナリ、金融上ニ於ケル信託會  
社ノ業務ヲ圓滑ニ遂行セシムル爲メ信託會社ヲシテ銀行業務ノ一部又ハ全部ヲ兼營セシムル必要  
アリ、擔保附社債信託法ニ依ル信託會社ニハ銀行業ノ兼營ヲ認メ、信託業法ニ依ル信託會社ニ銀  
行業ノ兼營ヲ認メサル理由何レニ在リヤ解スル能ハス。

### 第八 信託會社ニ左ノ如キ特有ノ恩典ヲ與ヘラレタキコト

- 一、信託會社ノ業務ヲ他ノ銀行會社ノ業務トシテ認メラルル場合ニ於テハ他ノ銀行會社ノ業務ノ一  
部又又ハ全部ヲ信託會社ノ業務トシテ認ムルコト
- 二、法規ニ於テ資金運用方法トシテ郵便貯金又ハ銀行預金ト指定スルモノニハ、信託會社ノ信託金  
ヲ加フルコト。
- 三、特ニ法律ヲ以テ認メラレタル場合ヲ除クノ外營業トシテ不動産ヲ抵當トスル貸付ヲ信託會社ニ

ノミ限ルコト。

- 四、財團法人等ノ財産管理ヲ他人ニ委託スル場合ハ、信託會社ニ信託セシムルコト  
信託會社ノ存立ト其ノ發達ノ必要ヲ認ムル以上、之ヲ獎勵シ助成スルタメ適當ナル特典ヲ與ヘ  
ラルヘシ、免許設立、資本制限、供託金ノ提供、資金運用ノ拘束等過大ノ負擔ヲ課スル場合ニ  
於テ特ニ其ノ必要アリ。

### 第九 左ノ如ク關係稅法ノ改正ヲ期セラレタキコト

- 一、營業稅ハ信託會社ノ營ム一切ノ業務ヲ信託業トシ單獨ニ課稅スルコト
- 二、信託ノ登記及登錄稅ハ最低ノ率ニ依ルコト
- 三、信託契約及信託證書ノ印紙稅ハ最低ノ率ニ依ルコト
- 四、受益者ノ利益ニ對スル所得稅ハ第二種所得稅トスルコト
- 五、其ノ他相讀稅、地租等ノ納稅方法ヲ改正スルコト  
當然ノコトナレト、新規立法ノ精神ニ鑑ミ、信託會社ノ發達ヲ妨ケサラシムヘク特ニ此ノ必要  
アリ。

以上、敢テ尊嚴ヲ冒瀆シテ陳情スル所以ハ素ヨリ吾等當業者ノ利害ニ關スル  
コト甚タ大ナルカ爲メナリト雖、政府ノ成案カ我邦ニ於ケル信託業ノ實際ニ  
遠サカリ、之カ取締監督ヲ主トスルニ於テハ爲メニ本法ノ施行ニ際シ、之カ  
適用ヲ遁レテ其ノ業務ヲ營ムモノヲ生シ、其ノ弊現在ニ勝ルモノアルヲ恐ル

七

八  
、ニ外ナラス。冀クハ慎重審議、之ヲ實際ノ事情ニ適應セシメ、以テ斯業ノ健全ナル發達ヲ期スルノ主旨ニ副ハシメラレンコトヲ、切望ニ堪ヘス。  
右陳情仕候也

大正十年十二月廿八日

信託會社協會々長 菅原通敬

內閣總理大臣子爵 高橋是清殿

大藏大臣子爵 高橋是清殿 (各通)

司法大臣伯爵 大木遠吉殿

(別冊添付)

### 別冊一、信託業法ニ關スル陳情 (大正十年四月一日提出)

信託及信託業ノ社會上、經濟上重要ナルコトハ、更メテ之ヲ絮說スルノ必要ヲ認メス。而シテ此ノ重要ナル事業ノ未タ我國ニ於テ大ニ發達セサル所以ノモノハ何ソヤ。其ノ原因素ヨリ多々アルヘシト雖、法制ノ完備セサルコト亦蓋シ之カ重ナル原因タルヲ疑ハス。

政府ハ夙ニ之ニ着眼シテ、銳意之カ研究ヲ重ネ、這般該法案ノ綱要ヲ法制審議會ニ附議セラレタルハ、吾等ノ大ニ多トスル所、切ニ之カ成立ヲ望マス。然レトモ吾等ハ唯タ其ノ成立ヲ望ムノミ。未タ該法案ノ綱要ナルモノヲ知ラス。從テ其ノ成案ノ如何ハ、固ヨリ之ヲ察スヘカラス。而モ其ノ成案ノ當否ハ、直接吾等ノ利害ト至大ノ關係アリ、唯タ其ノ成立ヲ望ムノ故ヲ以テ直ニ之ヲ歡迎スル能ハサルナリ。

前年大藏省ハ、信託業法ニ關スル草案ヲ吾等ニ内示セラレタリ。其ノ内容ヲ見ルニ、遺憾ナカラ我信託業ノ實體ニ副ハス、且ツ吾等ノ希望ヲ距ルコト甚タ大ナルモノアリ、吾等ハ當時其ノ著シキモノヲ指摘シ、之カ修正ヲ特ニ當局者ニ希望シタリ。

今回法制審議會ニ於テ審議中ノ綱要ハ、必スシモ大藏省ノ草案ト其ノ軌ヲ一ニスルモノニ非サルヘシ。然レトモ其ノ綱要ノ、大藏省草案ト、沿革的ニ密接ナル關係アリ、其ノ審議ニ影響スルヤ言フマテモ無シ。

惟フニ我國ノ信託業ハ、猶ホ未タ幼稚ノ域ヲ脱セスト雖、自ラ國民生活ノ必要ニ應シ、我經濟界ノ缺陷ヲ補フヘク、極メテ必要ナル機關トシテ發生セリ。從テ其ノ業務ノ内容モ、亦甚タ複雑ニシテ一

定セス、社會上經濟上要求ノ存スル所凡百ノ業務悉ク行ハル、ノ觀アリ。是レ正ニ我信託業ノ實況ニシテ、復タ其ノ特色ナリ、而シテ今ヤ一般經濟界ノ發展ニ伴ヒ、之ガ利用益々大ナラントス。此ノ時ニ方リ、特ニ之ニ關スル法律ヲ制定セラレントス、須ラク此ノ趨勢ニ應シ、之カ發達ニ資スルモノタラサルヘカラス。

然ルニ大藏省草案ハ、之カ取締監督ヲ主トシ、動モスレハ此ノ趣意ニ戻ラントス、範ヲ英法ニ取リ固有ノ信託業務ニ泥ミテ、殆ト在來ノ業務ヲ認メサルカ如キ、其ノ最モ較著ナルモノナリ。吾等ハ強チ輸入立法ヲ排スルモノニ非ス、唯タ之ニ膠着シテ其ノ弊ニ座スルコトヲ戒ムルノミ。信託ノ法理ハ法理トシテ大ニ尊重スヘキモ、之ヲ實際ノ取引ニ應用ス、自ラ其ノ途ヲ擇ハサルヘカラス、之ヲ營業化スル場合ニ於テ特ニ然リトス。

弊害ノ存スルモノハ、勿論之ヲ艾除セサルヘカラス、吾等ハ之カ爲必要ナル取締監督ヲ辭セス、然レトモ之アルヲ以テ特ニ信託業ヲ檢束シ、之カ活動ヲ制縛スル以レ無シ、然ナキタニ、銀行業ノ壓迫ヲ蒙ムルニ非スヤ。大藏省草案ノ如クンハ、我信託業ハ却テ其ノ發達ヲ阻碍サレ、延テ谷底辿ル日蔭者タルニ了ラン。吾等ノ憂フル所、實ニ茲ニ存ス、是レ此ノ陳情書アル所以ナリ。

第一、業務ノ範圍ヲ廣クシ、其ノ活動ヲ自由ニシ、有力ナル經濟上ノ機關タラシムル

コトヲ考慮セラレタキコト

我信託業ハ、英國ノ夫レノ如ク、唯タ信託ヲ基礎トセル受託機關ニ非ス、大藏省草案ニ所謂附隨ノ業務、特ニ代理業務ノ作用ヲ本位トスル一般の企業金融ノ機關タリ。各種財産ノ保管、利殖ハ勿論大ニ之ヲ尊重ス、然レトモ、更ニ一步ヲ進メ、此ノ種受託財産ノ運用ニ依リ、治ク事業對金融ノ疏通ヲ

期スルヲ目的トス。此ノ目的アリ、以テ有力ナル經濟上ノ機關タルナリ。

大藏省ノ草案ハ、此ノ目的ヲ輕視セルモノ、如シ。現ニ我信託會社ノ營ム幾多ノ業務、就中

- 一、有價證券ノ賣買又ハ貸借ノ媒介
- 二、會計ノ檢査、企業ノ調査又ハ設計
- 三、次ノ代理業務

- (イ) 保險事務
- (ロ) 株式其ノ他ノ名義書換事務
- (ハ) 出納及計算事務
- (ニ) 公債、社債、株式ノ元本、利息、配當金ノ支拂及取立事務
- (ホ) 遺言執行事務
- (ヘ) 後見人、保佐人ノ事務
- (ト) 租稅代納事務
- (チ) 有價證券又ハ商品ノ取引ニ關スル受渡及決濟事務
- (リ) 荷爲替ノ取組又ハ荷受事務
- (ヌ) 寄附金ノ募集、申込、受入事務
- (ル) 財産ノ評價及鑑定事務

等、會社ノ營養上、最モ必要ナル業務ヲモ認メス、全然之ヲ剝奪ス、是レ決シテ我信託業ノ發達ヲ計ル所以ニアラス。



若シ夫レ、吾等ノ希望ヲ忌憚ナク發表スルコトヲ許サレンカ、如上ノ附隨業務ヲ認ムルハ勿論、其ノ他ノ業務モ、主務大臣ノ許可ヲ得ハ、之ヲ營マシムルト同時ニ、大藏省草案ノ附隨業務ハ、之ヲ信託會社以外ニ營マシメサルニ在リ。免許設立、資本制限、供託金ノ提供、資金運用ノ拘束等、過大ノ負擔アル以上、必スシモ不穩當ノ要求ニアラサラン。

第二、銀行業ノ兼營、尠クトモ其ノ一部ヲ信託業務トシテ營マシメラレタキコト

我信託業ハ、單ニ、他人ノ信託ニ基キ各種財産ノ安固ヲ圖ルニ止マラス、其ノ固定セル財産ニ對シテ進テ資金化ノ便利ヲ與ヘ以テ資金ノ調達、充實ヲ謀リ、之カ運用ノ方法ヲ講シテ、梗塞セル事業對金融ノ關係ニ新境地ヲ拓クヲ其ノ特長トス。而シテ此ノ特長ハ銀行業ノ兼營ニ依リテ、更ニ一段ノ光彩ヲ放ツヘキハ論ヲ俟タス。

或ハ信託業ト銀行業トヲ截然區別シ、各其ノ分野ヲ定メ、互ニ其ノ畛域ヲ犯サ、ラシメントセンモ元來、信託業ト銀行業トノ分野ハ、爾カク截然區別アルモノニ非ス。或種ノ業務ハ、打重リテ兩屬ヲ免レス、現ニ銀行ハ大藏省草案ノ、所謂信託附隨業務タル保護預リ若クハ公債、社債又ハ株式募集ノ取扱ニ關スル業務ヲ營ミ、又擔保附社債信託業務ヲ營ミツ、アルニ非スヤ。銀行ニハ、信託業ノ畛域ヲ犯スコトヲ認メナカラ、信託會社ニハ、銀行業ノ兼營ヲ禁スルハ、片手落モ甚シト謂ハサルヘカラス。

斯クノ如クシテ我信託業ノ發達ヲ期ス、甚だ難シト謂フベシ。況ヤ信託會社ノ資金運用ノ方法ヲ、大藏省草案ノ如ク、大ニ之ヲ制限スルニ於テヤ。銀行業ノ兼營ヲ認メラルコト能ハスンハ、尠クトモ定期預金、條件附手形ノ割引若クハ信用貸付ノ如キ業務ヲ附隨業務トシテ認メラルヘキナリ。

第三、營業資金運用方法ニ關スル制限ヲ、更ニ緩和セラレタキコト

信託業ハ、信用ヲ基礎トシテ成立スル業務ナリ。基礎ノ堅固ニシテ、安全、確實ナルコトヲ必要トス、從テ成ルヘク營業資金ノ固定ヲ避ケテ、之カ回收ヲ容易ナラシメサルヘカラス、然レトモ資金運用ノ安否ハ、運用範圍ノ廣狹ニ在ラズシテ運用方法ノ適否ニ在リ。或ハ營業資金ヲ以テ、營業上ノ擔保トスヘク其ノ運用ヲ制限スヘシトセンモ、信託義務ノ違反ヨリ生スルコトアルヘキ、受益者ノ損害ニ對スル擔保トシテ、別ニ供託金制度ノ設ケアリ、以テ其ノ必要ニ應セリ。或ハ附隨業務ヨリ生スルコトアルヘキ、債權者ノ損害ニ對スル擔保トセンモ、大藏省草案ノ如ク極度ニ之ヲ制限スル必要ナシ就中

一、不動産ノ所有

ヲ制限スルカ如キ、其ノ理由何レニ在リヤヲ疑ハサルヲ得ス、利廻リノ惡キニ因ルカ、土地ハ姑ク措キ建物ノ利廻リト公債、社債ノ夫レト、幾何ノ差異アリヤ、固定ヲ恐ル、カ、抵當流レノ場合ハ如何更ニ思惑ヲ忌避スルカ有價證券ト執レンヤ。而シテ寧ロ不動産ノ抵當貸付ノ目的ヲ達スヘク、之ヲ所有スルノ必要アリ、須ラク之カ爲ニスル資金ノ運用ヲ認メラルヘキナリ。

更ニ他ノ貸付ニ就テ之ヲ稽フ、鑛業權、工業所有權、漁業權等ノ權利質ニ對スル貸付ヲ、何故ニ認メラレサルカ。如何ニシテ此ノ種事業ニ對スル金融ヲ圓滑ニスルカ、是レ我經濟界、當面ノ緊急問題ニ非スヤ。之ニ對シ、獨リ信託會社ノ資金運用ノ途ヲ塞クヘキ理由ナシ。宜シク大藏省草案ノ貸付全部ヲ一括シ、單ニ

二、確實ナル擔保貸付

ト改メラルベキナリ。

我信託業ハ、企業及金融ノ調節機關トシテ、特ニ活動スヘキ方面ヲ有ス、之ニ應スルカ爲、信託會社ハ常ニ金融市場ニ接觸セサルヘカラス、乃チ此ノ必要ヲ滿タスヘク

三、銀行及信託會社ノ引受又ハ裏書アル手形ノ割引

ヲ認メラレシコトヲ求ム。而シテ之カ爲、特ニ我信託業ノ業礎ヲ危ウセス、又必スシモ他ノ事業ト衝突セス、吾等ハ之ヲ認容スルモ、何等差支アリト信セス。

第四、特殊ノ社債發行權ヲ認メラレタキコト

我信託業ハ、受託機關タルト同時ニ、企業及金融ノ調節機關タルヘキ、重大ナル任務ヲ帶フ、而シテ此ノ任務ヲ完フセント欲セハ、之ニ必要ナル資金蒐集ノ方便ヲ有セサルヘカラス。然ルニ自己ノ資本ハ營業ノ資金トシテ特ニ其ノ運用ノ方法ヲ制限セラル、別ニ信託預金アルモ、是レ亦自ラ其ノ使途ヲ特定セラル、然ラハ此ノ資金ハ、勢ヒ他ノ方面ニ於テ調達セサルヘカラス。

信託會社ニ於テ、自由ニ資金ヲ調達スル方法トシテハ、借入及社債發行ノ二途アルノミ。而シテ借入金ハ之ヲ銀行ニ求ムル外ナク、銀行ノ資金ハ、性質上多ク短期ナルニ、信託會社ノ運用資金ハ、長期ナリ、短期ノ資金ヲ以テ長期ニ運用ス、調節ノ妙ヲ得ルモ、尙ホ且ツ故障ノ發生スル虞レナキニ非ス。

同一ノ故障ハ、債務保證ノ場合ニ、亦之ヲ見ル。保證會社ハ其ノ求償權ヲ完フスル爲必要ナル擔保ヲ保有スルモ、期間中代位辨濟ノ責ニ任スルコト尠ナカラス、此ノ場合保證會社ハ、徒ラニ擔保ヲ擁シ、資金難ニ襲ハル、コトアリ、保證會社ノ常ニ苦心スル所ナリ。

受託財産ノ運用ニ關シテモ、亦此ノ種ノ不便ヲ經驗ス。財團法人ノ財産ノ如キ、之ヲ信託會社ニ信託スルヲ以テ、兩者ノ爲最モ便利トス、然レトモ之ヲ信託スルノ、單ニ其ノ財産ノ保管利殖ヲ目的トスルニ過キサランカ、唯タ當事者ノ爲便利ナリト云フニ止マリ、國民經濟ニ於テハ何等裨益スル所ナシ、若シ更ニ一步ヲ進メ、之ヲ資金化センカ、國民經濟ノ上ニ於テ、多大ノ意義ヲ有スルニ至ラン。

信託會社ノ業務上保有スル財産ハ、固ヨリ之ヲ濫用スヘカラス。然レトモ徒ニ之ヲ死藏スルハ、營業ノ本旨ニ副フ所以ニアラス。又國民經濟ノ要求ニ應スル所以ニモアラス、進テ之ヲ資金化スヘク、信託會社ノ保有スル財産ヲ財源トシ、特ニ社債ヲ發行スルコトヲ許スヘシ。若シ夫レ、此ノ種社債ノ發行限度ニ關シテハ、宜シク一般預金ニ對スル普通銀行ノ、支拂備金ニ關スル標準ヲ斟酌シ、保有財産ノ範圍内ニ於テ、少クトモ拂込資本金額ノ五倍ニ相當スル額ニ達スル迄、隨時社債ヲ發行セシムルヲ相當トセン。

信託會社ノ存在ト、之カ發達ノ必要ヲ認メサレハ己ム、既ニ之ヲ認ム宜シク之ヲ助成シ、獎勵スヘシ。業法ハ單ニ取締法ニ非ス、一方ニ嚴重ナル取締、監督ノ規定ヲ置クト共ニ、他方業務ノ發達進歩ニ資スヘキ方法ヲ講セサルヘカラス。吾等ノ敢テ此ノ事ヲ主張ス自ラ任スル所アレハナリ。

第五、供託金ヲ全廢スルカ、然ラサレハ大ニ之ヲ輕減セラレタキコト

信託會社ノ業務違反ニ因リ生スルコトアルヘキ、受益者ノ損害ノ擔保トシテ、供託金ヲ提供スル必要アリヤ、吾等ハ大藏省草案ト其ノ見ル所ヲ異ニセリト雖、這ハ姑ク措テ問ハス。唯タ吾等ハ、其ノ効果ノ如何ヲ顧ミ、受益者ノ損害カ、供託金ニヨリテ賠償サル場合ノ、事實上清算ノ際ナルコトニ想到シ、寧ロ之ヲ撤廢スルノ可ナルヲ認ム。而モ、現ニ保險業法、貯蓄銀行條例等ニ於テ此ノ制度アリ

性質上之ト類似ノ基礎ニ立テル信託會社ニモ、亦之ヲ課スルヲ公平ナリトセハ、之ニヨリ信託會社ノ活動ニ惡影響ヲ與ヘサラシムル爲、特ニ供託スヘキ金額ヲ輕減スヘク、吾等ハ之ヲ我信託會社ノ現情ニ察シ、資本金ノ百分ノ五以内ヲ相當ナリト信ス。

第六、未拂込増資ノ方法ヲ認メラレタキコト

信託會社ハ、信用ヲ基礎トシテ成立ス、其ノ信用ノ源泉ハ、拂込資本金ノ多寡ニ在ラスシテ、資本金ニ依リテ代表サルヘキ擔保力ノ大小ニ在リ、未拂込資本金ノ多キハ、其ノ擔保力ノ大ニシテ信用ノ源泉豐富ナルコトヲ示スモノナリ。果シテ然ラハ、保險會社ト同シク、信託會社ニ對シ、株金全額ノ拂込ヲ俟タス、其ノ必要ニ應シテ資本金ヲ増加セシムヘシ。斯クノ如クシテ信託會社ノ信用ハ増大シ益々其ノ機能ヲ發揮サルヘシ。豈ニ管ニ信託會社ノ利益ノミナランヤ。

第七、關係稅法ノ改正ヲ期セラレタキコト

信託法及信託業法ノ制定ニ伴ヒ、吾等ハ信託業本來ノ性質ニ稽ヘ、此ノ際特ニ營業稅、登錄稅及印紙稅法ヲ改正シ(一)信託會社ノ營業務ヲ綜合シ、單ナル信託業トシテ他業ノ兼營トセス、銀行業及保險業ト同様、單獨ニ課稅スルコト、シ(二)信託財產ノ移轉ニ對スル登錄稅ヲ輕減シ(三)信託預金證書ニ貼付スヘキ印紙ヲ、定期預金證書ト同額トセラレンコトヲ望ム。是レ固ヨリ當然ノ事ナリト雖、乍序附言シテ當局ノ注意ヲ請フ。

以上、大藏省草案ニ關シ、特ニ懷抱セル吾等ノ意見ヲ具陳シ、謹テ之ヲ高覽ニ供ス。大藏省ノ草案ハ、名ヲ業法ニ籍リテ、實ハ峻嚴ナル取締規定ヲ設ケ、將ニ發達セントシツ、アル我信託業ノ自由ナル活動ヲ、抑制スルモノト謂フヘシ。從テ大藏省草案ノ如クナランカ、信託會社ハ、管ニ經濟界ノ有

力ナル機關タル任務ヲ果ス能ハサルノミナラス、有力ナル信託會社ハ、籍ヲ信託會社ヨリ脱スヘク、業法ハ遂ニ信託會社ノ驅逐法ト爲ルニ至ラン。般鑑遠カラス無盡業法ニ在リ、吾等ハ、斯ル立法ヲ欲セス。冀クハ該法案ノ審議ニ際シ、適宜參酌セラレテ、我經濟界ノ必要機關タル信託會社ノ進歩、發達ヲ助成シ、獎勵スヘク、特ニ省慮セラレンコトヲ、切望ノ至リニ堪ヘス。

右陳情仕候也

大正拾年四月一日

信託會社協會々長 菅 原 通 敬

法制審議會中信託法及信託業法

主査委員長 法學博士 岡野敬次郎殿

別冊 一、信託業法案ニ關スル陳情 (大正九年二月四日提出)

政府カ夙ニ信託業ノ獎勵發達ヲ企圖セラレ、信託業法ノ制定ニ努力シ、今回愈々之ヲ帝國議會ニ提出セラレントスルニ際シ、特ニ本協會ニ内示セラレ、之カ閱覽ノ機會ヲ與ヘラレタルハ、吾等ノ深ク感謝シ且ツ光榮トスル所ナリ。而シテ本案ノ内容ヲ見ルニ、廣ク先進國ニ於ケル信託法及信託業ニ付充分ナル研究ヲ遂ケラレ、之ヲ我國情ニ適合セシムヘク、苦心セラレタル跡ノ甚タ尠ナカラサルハ、吾等ノ深ク欣幸トスル所ナリ。然レトモ更ニ仔細ニ之ヲ檢スルニ、政府ノ方針ハ斯業ノ獎勵ヨリモ、寧ロ取締ニ重キヲ置カレタルモノ、如ク、將ニ發達セントシツ、アル我信託業ノ活動ヲ抑ヘ、之カ進歩ヲ妨クル虞ナキニ非サルハ、吾等ノ大ニ遺憾トスル所ナリ。既ニ知ラル、カ如ク我國ノ信託業ハ極

メテ幼稚ニシテ、未タ法規ノ備ハラサルカ爲ナルヘシト雖、所謂固有ノ信託業ヲ營ムモノハ、殆ト存セスト謂フモ不可ナシ、即チ今ノ所謂信託業ナルモノハ、法案ノ所謂附隨ノ業務ト稱スルモノニ外ナラス、然レトモ我經濟界ノ缺陷ヲ補フ爲最モ發達ヲ必要トスルモノハ全ク此種ノ信託業ニシテ、近時非常ナル勢ヲ以テ勃興シツ、アルニ徴シテモ之ヲ察知シ得ヘシ。然ルニ我國ノ社會及經濟組織並ニ財產制度ノ下ニ於テ、餘リ多ク必要ヲ認メサル而シテ又左程發達ヲ豫期シ得ラレサル所謂固有ノ信託業即チ狹義ノ信託業ヲ基礎トシ、此基礎ノ上ニ立案セラレ、企業金融ノ調節機關トシテ活動シ、將來最モ發達ノ見込アル現在ノ信託業ヲ僅ニ附隨ノ業務トシテ認メ、吾等當業者ノ既得權トモ稱スヘキ業務ニ對シ、多大ノ檢束ヲ加ヘ之カ活動ヲ抑制スルカ如キハ、曾ニ吾等當業者ノ忍フ能ハサル所ナルノミナラス、實ニ我經濟界ノ要求ニ應スル所以ニ非サルナリ。

例ヘハ信託業ハ銀行業ヲ兼營シテ、初メテ其ノ機能ヲ充分ニ發揮スルコトヲ得ヘキモノナルコトハ既ニ定論ノ存スル所ナルニ拘ラス、銀行業ノ兼營ヲ認メサルカ如キ、又我國信託會社ノ多數カ、現ニ所謂證券信託又ハ不動產信託ヲ營ミ居ルニ拘ラス、有價證券ノ賣買及貸借ノ媒介ヲ許サス、又不動產ノ買入ヲ認メサルカ如キ、又社會上經濟上ノ要求ニ應シ、道德及法規ニ抵觸セサル限り、他人ノ信託ニ基キ凡百ノ業務ヲ營ムヲ以テ信託業ノ特色トスル所ナルニ拘ラス、列舉法ニ依リテ特ニ其ノ業務ノ範圍ヲ局限シ、一般ノ商行爲又ハ事務代理ヲ認メサルカ如キ、又信託業ハ保險法ト同シク、自己ノ資本ノ運用ヲ本旨トシテ營業スルモノニ非ス、信用ヲ基礎トシテ存立スルモノナルカ故ニ、寧ロ未拂込資本金額ノ多キヲ尙フニモ拘ラス、普通ノ會社ト同シク、株金全額ノ拂込ノ後ニ非サレハ増資スルコトヲ得サラシムルカ如キ、何レモ我國現在ノ信託業ノ實際ニ副ハス、吾等當事者ノ希望ニ遠サカルモノナリ。

勿論弊害ノ存スルモノハ之ヲ艾除スヘシ、吾等ハ之カ爲ニ必要ナル取締及監督ヲ避ケントスルモノニ非ス、否ナ却テ自ラ之ニ服從セント欲スルモノナリ、要ハ唯タ角ヲ矯メテ牛ヲ殺サス、我國ノ經濟界ノ缺陷ヲ補フヘキ信託業ノ活動ヲ抑制シ、之カ健全ナル發達ヲ阻止セサルニ在リ。冀クハ我國ニ於ケル信託業ノ發達進歩ヲ助成シ獎勵スルノ主意ニ依リ、吾等當業者ノ意見ノアル所ヲ察セラレ、適當ナル修正ヲ施サレンコト切望ノ至リニ堪ヘス。仍テ左ニ修正希望條項ヲ掲ケ、謹ンテ劉覽ニ供ス、幸ニ採納セラレンコトヲ。

右陳情仕候也

大正九年二月四日

信託會社協會々長 菅 原 通 敬

大藏大臣 男爵 高橋 是 清 殿  
左 記

信託業法案中修正ヲ希望スル條項

第五條第一項中「十分一」ヲ「百分ノ五」ニ改メ「之ニ相當スル國債證券」ノ下ニ「若ハ主務大臣ノ許可シタル有價證券」ヲ加ヘ第三項中「國債證券」ヲ「國債證券若ハ有價證券」ニ改ム  
第七條中第三號ヲ左ノ通り改メ  
「財產ノ賣買又ハ貸借ノ媒介」

左ノ二號ヲ加ヘ

五 會計ノ検査

六 企業ノ調査又ハ設計

更ニ第五號ヲ第七號ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

「ニ商行爲其他一般事務」

第七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

「第八條 信託會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ銀行事業ヲ兼營スルコトヲ得」

第八條ヲ第九條ニ改メ左ノ但シ書ヲ加フ

「但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス」

第九條ヲ第十條ニ第十條ヲ第十一條ニ改ム

第十一條ヲ第十二條ニ改メ第一號ノ次ニ「ニ不動産ノ買入」ヲ加ヘ第二號ヲ第三號ニ第三號ヲ第四號ニ

改メ第四號中「不動産」ノ下ニ「礦業權、工業所有權」ヲ加ヘ「抵當」ヲ「擔保」ニ改メ第四號ヲ第五號ニ

第五號ヲ第六號ニ改ム

第十二條ヲ第十三條ニ改メ第十三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

「第十四條 商法第二百十條ノ規定ハ信託會社ニハ之ヲ適用セス」

第十三條ヲ第十五條ニ改メ以下順次之ヲ繰下ク

以上

「備考」 商法第二百十條 會社ノ資本ハ株金全額ノ拂込ノ後ニ非サレハ之ヲ増加スルコトヲ得ス

# 附錄 第一

## 信託法綱領 (法制審議會決定)

- 第一 信託ハ財産權ノ移轉其ノ他ノ處分ヲ爲シ以テ自己又ハ第三者ノ爲公益又ハ私益ヲ問ハス他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理處分ヲ爲サシムルモノトスルコト
- 第二 受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外受益者タルコトヲ得サルモノトスルコト
- 第三 登記又ハ登録スヘキ財産權ニ付テハ信託ノ登記又ハ登録ヲ爲サシムルモノトスルコト
- 第四 公益信託又ハ不特定ノ受益者ハ未タ存在セサル受益者ノ爲ニスル信託ニ付テハ信託行爲ニ別段ノ定ナキトキハ裁判所ニ於テ受益者ノ爲自己ノ名ヲ以テ信託ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲スノ權限ヲ有スル信託管理人ヲ選任スルコトヲ得ヘキモノトスルコト
- 第五 信託財産ニ對スル強制執行又ハ其ノ競賣ノ原因タル權利ヲ制限スルコト
- 第六 信託財産ノ管理方法ニ付制限ヲ設クルコト
- 第七 事情ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因リ信託行爲ヲ以テ定メタル信託財産ノ管理方法カ受益者ノ利益ニ適セサルニ至リタル場合ニ付管理方法ノ變更ニ關スル規定ヲ設クルコト
- 第八 受託者ハ信託違反ノ場合ニ於テ信託財産ノ損失、填補及復舊ノ義務ヲ負フモノトスルコト
- 第九 信託財産ハ計算ノ分別其ノ他ノ方法ニ依リ受託者ノ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理セシムルコト

第十 受託者ハ信託財産ノ管理費用及自己ノ受ケタル損害ノ補償ニ付受益者ニ對シテ擔保ノ請求ヲ爲シ且信託財産ヲ賣却スルコトヲ得ヘキモノトスルコト

第十一 信託事務ノ處理及計算ハ各信託ニ付之ヲ明ニスヘキモノト爲シ且帳簿ノ備附、財産目錄ノ作成、書類ノ閱覽等ニ關スル規定ヲ設クルコト

第十二 信託事務ノ監督ニ關スル規定ヲ設クルコト

第十三 第三者ニ對スル信託ノ効力トシテ信託ノ本旨ニ反スル信託財産ノ處分ハ相手方又ハ轉得者カ惡意ナル場合又ハ惡意ト同視スヘキ場合ニ於テ受益者ヨリ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノトスルコト

第十四 受託者ノ更迭アリタル場合ニ於テハ信託財産ハ前受託者退任ノ時ニ新受託者ニ移轉シタルモノトシ前受託者及新受託者ノ權利義務ニ付規定ヲ設クルコト

第十五 信託終了ノ場合ニ於テハ公益信託ト否ラサルモノトヲ區別シ信託財産ノ處分及歸屬ヲ定ムルコト

第十六 公益信託ニ關シ左ノ事項ヲ定ムルコト  
一、公益信託ノ設定ニハ本則トシテ國家ノ許可ヲ要スルモノトスルコト  
二、公益信託ノ監督ニ付左ノ諸點ニ關スル規定ヲ爲スコト

- (イ) 監督機關ノ設置
- (ロ) 受託者ノ任免
- (ハ) 事務處理及財産狀況ノ検査及公示

(ニ) 事務處理ノ方法ノ指定及變更

三、監督官廳ハ特定ノ場合ニ於テ信託ノ目的ヲ變更シ又ハ信託ヲ廢止スルノ權限ヲ有スルモノト爲スコト

四、受託者カ法人ナル場合ニ於テ理事ノ責任ヲ嚴重ニ定ムルコト

## 附録 第二

### 信託業法綱領 (法制審議會決定)

- 第一 營業者タルニハ左ノ要件ヲ具備スヘキモノトスルコト
  - 一、主務大臣ノ免許ヲ受クルコト
  - 二、日本ノ會社タルコト
  - 三、公稱資本金額及拂込資本金額カ法定ノ最低限以上ナルコト
- 第二 信託ノ目的タルコトヲ得ヘキ事物ニ付相當ノ制限ヲ設クルコト
- 第三 金錢ヲ目的トスル信託ノ引受ニ付一口ノ受入金額、期間及最低保證利益歩合等ニ關シ制限ヲ設クルコト
- 第四 信託會社ハ信託業ノ外左ノ附隨業務ヲ營ムコトヲ得ヘキモノトスルコト
  - 一、保證預リ
  - 二、債務ノ保證
  - 三、不動産ノ賣買ノ媒介又ハ不動産ノ貸借ノ媒介
  - 四、公債社債又ハ株式募集及其元利金支拂ノ取扱
  - 五、左ノ代理事務
    - (イ) 財産ノ管理、取得、處分又ハ貸借

(ロ) 財産ノ整理又ハ清算

(ハ) 債權ノ取立

保證業務ニ關シテハ制限ヲ設クルコト

第五 信託業(擔保附社債信託業ヲ除ク)ト銀行業其ノ他ノ業務トノ兼營ハ之ヲ許サ、ルコト

第六 信託會社ニハ相當ノ擔保ヲ提供セシメ之ニ對シ受益者ノ優先權ヲ認ムルコト

第七 資金ノ運用方法ニ付制限ヲ設クルコト

第八 監督規定及罰則規定ヲ設クルコト

第九 従前ノ信託會社ニ付テハ經過規定ヲ設クルコト

### 附錄 第三

#### 信託法案

(大正八年十二月九日司法省ヨリ閣議へ提出案)

第一條 本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産權ノ移轉其ノ他ノ處分ヲ爲シ財産ノ管理若ハ處分又ハ事業ノ經營ヲ他人ニ委託スルヲ謂フ

第二條 信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 信託ハ自己ノ財産又ハ事業ヲ他人ノ爲ニ管理、處分又ハ經營スヘキ意思ヲ表示スルニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 信託ハ遺言ニ依ルモノヲ除クノ外確定日附アル證書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 登記又ハ登錄スヘキ財産權ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登錄ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條 信託ヲ引受ケタル者又ハ信託ノ意志表示ヲ爲シタル者ハ信託行爲ノ定ムル目的ニ從ヒ信託財産ノ管理若クハ處分又ハ事業ノ經營ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 無能力者及破産者ハ受託者ト爲ルコトヲ得ス

妻ハ夫ノ許可ヲ得テ受託者ト爲ルコトヲ得

第八條 信託ノ引受ハ民法第十四條第二項及第十五條乃至第二十條ノ規定ヲ準用ス



第九條 信託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十條 信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ當然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第十一條 不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者ノ爲ニスル信託ニ付テハ信託行為ニ別段ノ定ナキトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選出スルコトヲ得

第十二條 法令ニ依リ或財產權ヲ享有スルコトヲ得サル者ハ受益者トシテ其ノ權利ヲ享有スルト同一ノ利益ヲ收ムルコトヲ得ス

第十三條 信託ハ訴訟行為ヲ爲サシムルコトヲ主タル目的ニシテ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 債務者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ爲シタルトキハ債權者ハ其ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受益者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ホサス但シ受益者ノ債權カ辨濟期ニ到ラサルトキ又ハ受益者カ其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

民法第四百二十五條第四百二十六條ノ規定ハ第一項ニ定ムル取消權ニ之ヲ準用ス

第十五條 受託者ハ信託財產ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承繼ス  
前項ノ規定ハ金融其ノ他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券ニ付之ヲ準用ス

第十六條 信託財產ノ管理、處分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財產ハ信託財產ニ屬ス

第十七條 信託財產ハ相續財產ニ屬セス

第十八條 信託財產ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利ニシテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ルモノ又ハ信託事務ノ處理ニ因リテ生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財產ニ對シ強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ競賣スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ信託財產ニ關スル租稅其ノ他ノ公課ニ付國稅徵收法ニ依リ滯納處分ヲ爲スコトヲ妨ケス

第一項ノ規定ニ反スル強制執行又ハ競賣ニ對シテハ受益者、受託者及委託者又ハ其ノ相續人ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事訴訟法第五百四十九條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 信託財產ニ屬セサル債務ト信託財產ニ屬スル債權トハ之ヲ相殺スルコトヲ得ス

第二十條 受託者ハ信託財產ノ限度ニ於テノミ受益者ニ對スル債務ヲ履行スル責ニ任ス

第二十一條 受託者ハ信託ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ處理スルコトヲ要ス

第二十二條 信託財產タル金錢ノ管理方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 受託者ハ相續ニ因ル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託財產ヲ固有財產ト爲シ又ハ之ニ付權利ヲ取得スルコトヲ得ス

第二十四條 事情ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因リ信託行為ヲ以テ定メタル信託財產ノ管理方法カ受

益者ノ利益ニ適セサルニ至リタルトキハ委託者若ハ其ノ相續人受託者又ハ受益者ハ其ノ變更ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得裁判所ノ定メタル管理方法ニ付亦同シ

第二十五條 受託者數人アルトキハ信託財産ハ其ノ合有トス

前項ノ場合ニ於テ信託行為ニ別段ノ定ナキトキハ信託事務ノ處理ハ受託者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ其ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ他ノ受託者ニ對シテモ其ノ効力ヲ生ス

第二十六條 數人ノ受託者カ信託事務ノ處理ニ因リ債務ヲ負擔シタルトキハ其ノ債務ハ之ヲ連帶トス

第二十七條 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合又ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ處理セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受託者ハ選任及監督ニ付テノミ其ノ責ニ任ス受託者ニ代リテ信託事務ヲ處理スルモノハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ

第二十八條 受託者カ管理ノ失當ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ委託者、若ハ其ノ相續人他ノ受託者又ハ受益者ハ其ノ受託者ニ對シ損失ノ填補及信託財産ノ復舊ヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 受託者ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ得ス場合ヲ除クノ外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第三十條 信託財産ハ各別ニ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産カ金錢其ノ他ノ代替物ナルトキハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル

第三十一條 第二十八條ノ規定ハ受託者カ前條ノ規定ニ違反シテ信託財産ノ管理ヲ混合シタル場合

ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ混合管理中信託財産ニ損失ヲ生シタルトキハ受託者ハ各別ニ管理ヲ爲シタル場合ニ於テモ損失ヲ生スヘカリシコトヲ證明スルニ非サレハ不可抗力ヲ理由トシテ其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第三十二條 信託財産ニ付附合、混和又ハ加工アリタル場合ニ於テハ其ノ信託財産ハ各別ノ所有者ニ屬スルモノト看做ス

第三十三條 受託者ハ信託財産ニ關シテ負擔シタル租稅其ノ他ノ費用及信託事務ヲ處理スル爲自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ充ツル爲信託財産ヲ賣却シ他ノ權利者ニ先チテ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

受託者ハ受益者ニ對シ前項ノ費用及損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ其ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ第十一條第一項ノ信託ニ之ヲ適用セス

第三十四條 前條ノ規定ハ受託者ノ受クヘキ報酬ニ之ヲ準用ス

第三十五條 前二條ニ定ムル權利ハ受託者カ第二十八條及第三十一條ノ規定ニ因ル損失ノ填補及信託財産復舊ノ義務ヲ履行シタル後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十六條 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ處理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス  
受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財産目錄ヲ作ルコトヲ要ス

第三十七條 利害關係人ハ何時ニテモ前條ノ書類ノ閱覽ヲ請求ナルコトヲ得

受益者及委託者ハ信託事務處理ニ關スル書類ノ閱覽ヲ請求シ且信託事務ノ處理ニ付説明ヲ求ムルコトヲ得

第三十八條 信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ爲ス場合ヲ除クノ外裁判所ノ監督ニ屬ス  
裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託事務ノ處理ニ付検査ヲ爲シ且検査役ノ選任其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第三十九條 受託者カ死亡シタルトキ又ハ破産、禁治産、若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス受託者タル法人カ解散シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ受託者ノ相續人若ハ其ノ法定代理人、破産管財人、後見人、保佐人又ハ清算人ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄信託財産ヲ保管シ且信託事務ノ引繼ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ要ス法人合併ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ設立シタル法人又ハ合併後存続スル法人ノ理事又ハ之ニ準スヘキ者亦同シ

第四十條 受託者ハ受託行爲ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外受益者及委託者ノ承諾ヲ得テ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得

第四十一條 特定ノ資産ニ基キ受託者ト爲リタル者カ其ノ資産ヲ喪失シタルトキハ之ニ因リテ退任ス妻カ受託者タル場合ニ於テ夫カ其ノ與ヘタル許可ヲ取消シタルトキ亦同シ

第四十二條 前二條ノ規定ニ依リ辭任又ハ退任シタル受託者ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄仍受託者ノ權利義務ヲ有ス

第四十三條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其ノ任務ヲ辭スルコト

ヲ得

第四十四條 受託者カ其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ受益者又ハ委託者若ハ其ノ相續人ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得

第四十五條 前二條ノ場合ニ於テ裁判所ハ信託財産ノ管理人ノ選任其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十六條 受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ受益者ハ相手方ニ對シ其ノ處分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記又ハ登録アリタルトキ及登記又ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付相手方ニ於テ其ノ處分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキニ限ル

第四十七條 受益者數人アル場合ニ於テ其ノ一人カ前條ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ他ノ受益者ノ爲ニ其ノ効力ヲ生ス

第四十八條 第四十六條ノ取消權ハ受益者カ取消ノ原因アルコトヲ知リタル時ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ行ハサルトキハ消滅ス處分ノ時ヨリ一ヶ月ヲ經過シタルトキ亦同シ

第四十九條 前三條ノ規定ハ信託財産ノ轉得者アル場合ニ之ヲ準用ス

第五十條 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者カ信託ノ引受ヲ拒絕シ又ハ其ノ引受ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第五十一條 受託者ノ更迭アリタルトキハ信託財産ハ前受託者退任ノ時ニ於テ新受託者ニ讓渡サレタルモノト見做ス但シ受託者數人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務力終了シタルトキハ信託財産ハ當然他ノ受託者ニ歸屬ス

第五十二條 第二十八條及第三十一條ニ定ムル權利ハ新受託者モ亦之ヲ行フコトヲ得

第五十三條 受託者ノ退任ハ己ニ負擔シタル債務ニ影響ヲ及ボサス受託者ノ前受託者ニ對スル債權及信託事務ノ處理ニ因リテ生シタル債權ハ信託財産ノ限度ニ於テ新受託者ニ對シテモ亦之ヲ行フコトヲ得

第五十四條 信託財産ニ對スル強制執行又ハ競賣ノ手續ハ新受託者ニ對シテ之ヲ續行スルコトヲ得

第五十五條 前受託者ハ第三十三條第一項第三十四條ニ定アル權利ニ基キ信託財産ニ對シテ強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ競賣スルコトヲ得

前受託者ハ前項ノ權利ヲ行フ爲メ信託財産ヲ留置スルコトヲ得

第五十六條 受託者更迭ノ場合ニ於ケル信託事務ノ計算及其ノ引繼ハ受託者ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

受託者カ前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受託者ノ其ノ受託者ニ對スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十七條 信託行為ヲ以テ定メタル事由ヲ發生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ信託ハ之ニ因リテ終了ス

第五十八條 委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相續人ハ何時ニテモ

信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六百五十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十九條 受益者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テ信託財産ヲ以テスルニ非サレハ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキ其ノ他己ムヲ得サル事由アルトキハ受益者又ハ利害關係人ハ信託ノ解除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第六十條 前二條ノ規定ニ拘ラス信託ノ解除ニ關シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第六十一條 信託ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ効力ヲ生ス

第六十二條 信託終了ノ場合ニ於テハ受託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ爲シ受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十六條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 第五十八條又ハ第五十九條ノ規定ニ依リ信託カ解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者ニ歸屬ス

第六十四條 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ歸屬權利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相續人ニ歸屬ス此ノ場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相續人ハ之ヲ受益者ト看做ス

第六十五條 第五十四條及第五十五條ノ規定ハ信託財産カ受益者ノ他ノ者ニ歸屬シタル場合ニ之ヲ準用ス

## 附錄 第四

### 信託業法案 (大正八年十二月二十五日大藏省ヨリ閣議提出案)

- 第一條 信託事業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス  
前項ノ免許ヲ申請スルニハ申請書ニ定款及事業方法書ヲ添付スルコトヲ要ス
- 第二條 信託事業ハ帝國ノ法律ニ依リテ設立シタル會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス
- 第三條 信託會社ノ資本又ハ金錢ヲ目的トスル出資ノ總額ハ百萬圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 第四條 信託會社ハ資本又ハ金錢ヲ目的トスル出資ノ拂込金額カ五十萬圓ニ達スル迄其ノ事業ニ着手スルコトヲ得ス
- 第五條 信託會社ハ其ノ義務ノ違反ニ因リテ受益者ニ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ資本又ハ金錢ヲ目的トスル出資ノ十分ノ一ヨリ少カラサル金額又ハ之ニ相當スル國庫證券ヲ供託スヘシ但シ其ノ金額ハ百萬圓ヲ超ユルコトヲ要セス
- 前項ノ金額ハ每半年末日ノ資本又ハ金銀ヲ目的トスル出資ノ額ニ依リテ之ヲ定ム
- 受益者ハ信託會社カ第一項ノ規定ニ依リテ供託シタル金錢又ハ國債證券ニ對シ他ノ權利者ニ先チ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
- 第六條 信託會社ハ其ノ商號中ニ信託ナル文字ヲ用フルコトヲ要ス信託會社ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ信託業者タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス但シ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ

營ム者ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 信託會社ハ信託事業ニ附隨シテ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

一 保護預リ

二 債務又ハ信用ノ保證

三 不動産ノ賣買ノ媒介

四 公債社債又ハ株式募集ノ取扱

五 左ノ事項ニ關スル代理事務

イ 財産ノ管理處分又ハ貸借

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債權ノ取立

第八條 信託會社ハ本法ニ規定セサル事業ヲ營ムコトヲ得ス

第九條 信託會社カ金錢ノ信託ヲ引受クルニ當リ用フル書面ハ確定日附アルコトヲ要セス

第十條 信託會社ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付信託ノ要項、信託事務處理ノ狀況及信託ニ關スル計算ヲ

記載スヘシ

信託會社ハ信託引受ケノ時及毎配當期ニ各信託ニ付財産目錄ヲ作ルコトヲ要ス

委託者又受益者ハ信託會社ニ對シテ營業時間内何時ニテモ前二項ノ書類ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ

得

第十一條 信託會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

一 公債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入

二 公債、社債又ハ株式ヲ擔保トスル貸付

三 不動産又ハ法律ノ規定ニ依リテ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付

四 公共團體又ハ産業組合ニ對スル貸付

五 銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金

第十二條 信託會社ハ資本又ハ出資ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益

ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第十三條 信託會社ハ每半年事業報告書ヲ作り主務大臣ニ提出スヘシ

貸借對照表ハ每半年新聞紙ニ依リテ之ヲ公告スヘシ

第十四條 信託會社カ定款又ハ事業方法ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 信託會社カ合併セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 合併後存続スル信託會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル信託會社ハ合併ニ因リテ消滅シタ

ル信託會社ノ信託ニ關スル權利義務ヲモ承繼ス此ノ場合ニ於テハ信託法第三十九條ノ規定ヲ適用

セヌ

第十七條 主務大臣ハ何時ニテモ信託會社ヲシテ監督上必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ業務及財産ノ

狀況ヲ検査スルコトヲ得

第十八條 主務大臣ハ信託會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ其ノ事業方法

ノ變更又ハ事業ノ停止ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條 信託會社カ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スコトヲ得ス

第十九條 信託會社カ法令定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルト

キハ主務大臣ハ事業ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ信託事業ヲ營ミタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 左ノ場合ニ於テハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、鑑査役、清算人又ハ破産管財

人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第四條、第五條第一項、第八條、第十條第一項第二項又ハ第十一條乃至第十五條ノ規定ニ違

反シタルトキ

二 正當ノ理由ナクシテ第十條第三項ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

三 第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス又ハ検査ヲ妨ケタルトキ

四 第十八條及第十九條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

第二十二條 第六條第二項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

第二十三條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 擔保附社債ニ關スル信託事業ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル

第二十六條 本法施行ノ際現ニ信託事業ヲ營ム者ハ本法施行前ニ引受ケタル信託ニ關スル事務ニ限

リ仍之ヲ繼承スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十七條乃至第十九條第二十一條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ會社ニ非サル者ニ對シテハ營業主ニ之ヲ準用ス

第二十七條 本法施行ノ際迄一年以上引續キ信託事業ヲ營ム會社ニシテ本法施行後一年內ニ信託事

業ノ免許ヲ申請スルモノニハ本法施行後五年ヲ限リ第三條及第四條ノ規定ヲ適用セス但シ其ノ資

本又ハ金錢ヲ以テスル出資ノ總額ハ參拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

## 附錄 第五

### 擔保附社債信託法中改正法案 (同上)

擔保附社債信託法中左ノ通り改正ス

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ銀行事業ヲ兼營セサルモノニ在リテハ信託業法ノ規定ニ依リ他ノ信託事業ヲモ營ムコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 附錄 第六

### 信託法及同業法案綱領ニ就テ

信託會社協會々長 菅 原 通 敬

法制審議會ニ於テ決定サレタ信託法及信託業法案ノ綱領ナルモノカ發表サレタ。アレハ所謂綱領テ  
アツテ未タ法案ニハナツテ居ナイノテ、具體的ノ事柄ハ固ヨリ判ラス。カ併シ大體ノ主義方針丈ケハ  
伺ハレルヤウテアル。

元來信託業法案ハ最初大隈内閣テ立案サレ、寺内々閣テ成案トナリ、議會ニ提出サル、筈テアツタ  
カ、其ノ運ヒトナラナイテ原内閣ニ引キ繼カレタモノテアル。原内閣テハ此ノ法案ヲ實體法(信託法)  
ト營業法(信託業法)トノ二ツニ差別シ、前者ハ司法省所管、後者ハ大藏省所管トシ、審議立案スルコ  
トニナツテ、一應脱稿シタノテアルカ、信託法ハ一般法(民法)ノ特別規定ニナルノテ、更ニ法制審議  
會ノ審議ニ移ザレ、同時ニ營業法タル信託業法モ同審議會ノ審議ヲ經ルコトニナツテ、其ノ爲、民間  
カラ信託業ニ知識經驗アル委員サヘ、加ヘラレタノテアル。

斯ク慎重ニ審議サレタノテ、必ス満足ナ間然スヘカラサル成案ヲ得ラル、テアラウト期待シテ居タ  
カ、果シテ其ノ期待ニ副フヤウニナツテ居ルテアラウカ、少シク之ヲ批判シテ見タイト思フ。

大隈内閣時代ニ立案サレテカラ、既ニ彼レ此レ十年モ過キテ居ル。其ノ間ニハ幾度カ内閣モ變ツテ



居ル、從テ種々ノ變遷ヲ重ネテ居ルノテ、當初ノモノニ比較スルト、餘程修正サレテ居ルヤウテアル寺内々閣時代ノモノハ大隈内閣時代ノモノト、主義方針ノ上テハ大差ナカッタヤウテアルカ、原内閣時代ノモノニナツテ主義方針ノ上ニ大ナル變革ヲ見ルヤウニナツタ、殊ニ法制審議會審議ノ結果、ソレハ一層顯著ニナツタラシイ。

信託業法制定ノ必要ニ就テハ今更ラ云フ迄モナイコトアルカ、此ノ要求ハ營業者カラト政府者側カラト、双方カラ起ツテ居ル。經濟社會ノ進歩、經濟組織ノ複雜トナルニ伴レ、信託會社ナルモノハ社會ノ需要ニ促カサレテ急速ナル發達ヲ遂ケ、經濟界必要ノ機關トナツタケレト、法規ノ備ハラサルモノアルカ爲、信託ノ働キヲ充分ニスルコトカ出來ナイト云フノカ營業者側ノ要求テ、要ハ信託ノ作用ヲ完全ナラシメテ、營業ノ基礎ヲ安固ニシタイト云フニ過キナイ。又世間ニハ信託會社ノ美名ニ籍ツテ、社會ニ害毒ヲ流ス泡沫會社ハ夥クナシ、其ノタメ一般公衆ノ迷惑ヲ蒙ルモノカ非常ニ多イノテ、之レカ取締監督ヲナス必要カアルト云フノカ政府者側ノ要求テアル。而シテ信託業法ノ制定ニ際シテハ、其ノ實體法タル信託法ノ制定カナイト、信託ナルモノ、本義ヲ明カニサレヌト云フノテ、信託法ノ立案ヲ必要トスルニ至ツタノテアル。

斯クノ如ク信託業法制定ノ要求ハ、政府者側ト營業者側トノ兩方面カラアツタノテ、其ノ主意ニ多少ノ相違ハアツタケレト、其ノ目的ハ兩者共ニ當初ノ間ハ一致シテ居タノテアル。然ルニ其ノ後段々其ノ目的カ相違サカツテ行クヤウニナツタ、即チ營業者側テハ、信託業ハ、社會ノ必要上自然ニ發達シタモノテアルカラ、社會ノ需要カアレハ道德及法規ニ抵觸セサル限り、他人ノ信託ニ本ツイテ、何ソナ業務テモヤレナケレハナラス、企業金融ノ調節機關トシテ殊ニ然リテアルト主張シ、政府者側

テハ信託業ハ、信託ノ本義ニ立脚セナケレハナラス、附隨業務ヲ或ル程度迄認メルコトハ己ムヲ得ナイトシテ、其ノ範圍ハ自ラ制限サレナケレハナラス、今日ノ信託會社ノ業務ハ此ノ信託業ノ範圍ヲ甚タシク超越シテ居ル、故ニ之レヲ相當ニ制限シナケレハナラスト云フヤウニナツタ。

今回決定サレタ法制審議會ノ成案ヲ見ルト、此ノ主義方針ニ關スル意見ノ相違ハ一層鮮ヤカニナツテ、信託會社ハ信託ノ本義ニ立脚シ、銀行、保險會社、取引所仲買人ト別々ノ軌道ヲ走り、互ニ其ノ領域ヲ犯サレヌコトニナツテ居ル。

此ノ點ニ就テハ吾々カ當初カラ主張シタヤウニ、信託ノ本能ハ各種業務ノ上ヲ被フモノテ、相列ンテ行クモノテハナイ、經濟取引ノ複雑ナル今日、軌道ヲ別ニスルコトハ實際上出來ナイ相談テアル。取引所ト證券交換所トノ關係、特殊銀行ノ間ニ於ケル營業上ノ關係ハ何ウテアル、一般銀行ニシテモ亦銀行本然ノ業務ヲ超越シ、信託會社ノ仕事ヲシテ居ルテハナイカ、信託會社タケカ自分ノ狭イ營業ノ範圍ニ跼踏セネハナラスト云フハ、如何ニモ片手落テアル、之レテハ信託業法ハ信託會社ノ取締法テ、保護法テハナイ、信託會社ヲ壓迫スルモノテ、之カ發達ヲ圖ルモノテハナイト云ヒタイ。

全體固有ノ信託業務ハ公益信託ハ勿論、私益信託テモ營業トシテ成リ立ツモノテハナイ、其ノ信託ノ活用ニ依リ、更ニ其ノ擴張ニ依リ、營業トシテ成リ立チ、經濟機關トシテ社會上偉大ナル活動力ヲ現ハスモノテアル、之レハ米國ニ於ケル信託會社ノ發達ノ歴史ヲ見レハ直ク判ル事柄テアル。吾々ハ敢テ米國ノ信託會社ヲ模倣セントスルモノテナイ、我國ノ信託會社ハ我國ノ經濟界ノ必要ニ促カサレテ自然ニ發達シ、又發達シツ、アルモノテアル。已ニ經濟上必要ナル機關トシテ、自然ニ發達スルモノテアル以上、之カ自由ナル活動ヲ阻止スルカ如キ法制ハ之ヲ排斥セネハナラス。

大體論ハ此ノ位ニシテ、今少シク綱領ノ内容ニ關シ具體的意見ヲ述ヘテ見ヤウ。

一、今度ノ成案ニ於テモ、前年ノ草案ト同様、擔保附社債信託ニ關スル事項ヲ特別法トシテ之レヲ取リ殘シテ居ル、之レハ餘リニ姑息ノヤリ方テハナイカ、成案ノ通りタトスルト、信託法ニ依ル信託會社ト擔保附社債信託法ニ依ル信託會社ト、二様ノ信託會社カ出來ル事ニナル、法制ノ統一上甚タ感服セヌ。

二、事業經營ノ信託ヲ認メナイヤウテアル、之レハ何ウ云フ譯テアルカ、財産ノ管理及處分ノ活用ニ依テ其ノ目的ヲ達セシメヤウト云フノテアラウ、カ、所詮其ノ目的ヲ達セラレマイト思フ、現ニ今ノ信託會社中事業經營ノ委託ヲ受ケテ居ルモノカ少クナイ、之レヲ禁止スルコトニナルト、其ノ影響ハ少クナカラウ。

三、公益信託ナルモノヲ認メラル、コトニナツタ、法制上甚タ結構ノ事ト思フカ、其ノ實用ハ何シナモノテアラウカ。

四、信託財産ノ管理方法ニ就キ制限ヲ設クルト云フコトテアル、制度ヲ設クルト云フコトハ勿論必要テアラウ、併シ此ノ制限ノ廣狹カ信託會社ノ營業上利害ノ大イニ岐カル、所テアル、特ニ政府者ノ注意ヲ促カシタイ。

五、信託業務ノ處理及計算ハ、各信託ニ付キ之レヲ明カニスヘキハ勿論テアル、唯々繁文褥禮ニ流レテ、信託會社トシテノ營業ヲ妨ケルコトノナイヤウニスル必要カアル。

六、信託ノ目的タルコトヲ得ヘキ事物ニ付キ、制限ヲ設クルト云フコトテアルカ、契約ノ自由ヲ妨害シナイヤウニシテ貴ハナケレハナラス。

七、金錢ヲ目的トスル信託ノ引受ニ付、一口ノ受人金額及期間其ノ他ノ定メ方ハ、銀行トノ釣合ヲ斟酌シテ定メラル、事ト思ハレルカ、片手落ニナラスヤウニセネハナラス。

八、列記法ニ依リ附隨業務ヲ制限スルコトハ、政府立法上ノ主義ヨリ云ヘハ己ムヲ得ナイ事テアラウ併シ此ノ列記事項ニ限ルトスレハ、信託會社ハ營業トシテ成リ立タヌ虞レカアル、經濟上必要アラハ他ノ業務ヲモ營マレルコトニセネハナラス、ソレニハ少クモ大藏大臣ノ認可ヲ得タモノハ之ヲ營マレルヤウニスル必要カアル。

九、企業ノ調査設計等ハ、信託會社ノ重ナル業務ノ一ツテアル、之ヲ認ムルヤウニセネハナラス、然ラサレハ企業信託ノ發達ヲ妨クルコトニナル。

十、信用ノ保證ヲ認メナイ様テアル、之レハ保險業トノ衝突ヲ避ケルタメテアラウ。併シ保險業ト抵觸セサル範圍ニ於テ、信託會社ノ營ミ得ル業務アルコトヲ闕却サレタノテハナカラウカ。

十一、債務ノ保證ヲ制限スルト云フ事テアルカ、ソレモ單ニ信託會社ノ拂込金ヲ標準トシテハナラス信託會社ノ資金吸集ノ方法ト相俟テ考フヘキ事柄テアラウ。

十二、附隨業務中不動産ノ賣買ノ媒介ヲ認メ、有價證券ノ賣買又ハ貸借ノ媒介ヲ認メナイノハ現在ノ信託會社營業ノ範圍ヲ著シク縮少セシムルモノテ、多數ノ信託會社ノ存立ヲ危フカラシムルモノテアル、是非之ヲ認ムル必要カアル。

十三、代理事務ハ信託會社ノ殆ント中心トナル業務テアル、其ノ範圍ヲ三種ノモノニ限ラレンカ、此等ノ信託會社ハ甚タシク其ノ營業ヲ阻害サレルコトニナル、矢張り大藏大臣ノ認可ヲ得テ一般商行爲ノ代理カ出來ルヤウニナラネハナラス。

十四、他業ノ兼營ヲ禁スルハ主義上己ムヲ得ナイトシテ、信託會社ニ他業ノ兼營ヲ禁スル以上、信託會社ノ營ムヘキ條務ニ關シテモ、亦總テ他ノ銀行會社ニ於テ營マレサルヤウ禁止シ、之レヲ信託會社ノ特典トスル必要カアル。

十五、信託會社ヲシテ相當ノ擔保ヲ提供セシムルモ、其ノ必要アリヤ否ヤ問題テアル、假リニ之レヲ提供セシムルトスルモ、最少限度ニ止ムヘキテアル。

十六、資金ノ運用方法ニ付テ制限ヲ設クルトアルカ、確實ナル担保アルモノニ對スル貸付又ハ確實ナル引受又ハ裏書アル手形ノ割引又ハ買入等ハ固ヨリ當然行ハルヘキモノテアラウ。尙自己ノ資金ヲ以テスル不動産ノ取得ニ就テ、何等ノ規定カ無イ處ヲ見ルト、之レヲ認メナイノテアラウ、カ、或ル制限ノ下ニテモ、之ヲ認メナイト、現在ノ信託會社中ニハ業務上ノ基礎ヲ失フモノカ出來ル。

十七、信託會社ニ特別ナル増資方法ヲ認メテナイ、之レハ保險會社ト同シク、信用ヲ基礎トシテ成リ立ツモノタカラ、株金全額ノ拂込ヲ俟タナイテ、増資力出來ルヤウニセネハナラス。

要スルニ法制審議會ノ成案ハ信託業ノ消極的取締法タルニ止マリ、積極的獎勵法トシテハ一モ見ルヘキモノカナイ、コレテハ銀行ニ對スル防衛的保護法テアルト評サレテモ致シ方アルマイ、斯クノ如クシテ果シテ信託會社ノ發達ヲ期シ得ルカ疑ナキヲ得ナイ。

信託會社ハ如何ニシテ其ノ事業資金ヲ吸集スヘキカ、信託サレタル金錢ハ信託ノ目的ニ從ツテ、之レヲ管理シナケレハナラス、拂込金ハ供託金トシテ提供シナケレハナラス、保證其ノ他ノ業務ヲ營ムトシテ、之レニ要スル資金ハ何處ニ之ヲ求ムルカ、資金運用ノ方法ヲ制限サレ、資金調達ノ源泉ヲ絶タレテ、尙信託會社カ自由ナル活動ヲスルコトハ餘程困難ナコトテアル、殊ニ企業金融機關タル任務

ヲ盡ス上ニ於テ、甚タシキ不便ヲ感セサルヲ得ナイ。此不便ナカラシムルタメニハ信託會社ニ特別ナ社債發行權ヲ認メルコトカ必要テアル、信託會社ノ保有スル財産ヲ引當トシ、社債ヲ發行セシムルコトハ一方ニ於テ信託財産ヲ資金化シ、一方ニ於テ信託會社ノ資金ヲ得セシムルコト、ナリ、國家經上極メテ有利ナ事テアル。其ノ他免許設立、資本制限、供託金ノ提供、營業範圍ノ局限、資金運用ノ拘束等信託會社ノ義務ニ屬スル事ノミテ、信託會社ノ特權ト認メラルハキモノハ殆ント無イ、此ノ點ハ大イニ考ヘナケレハナラヌト思フ。

資金運用ノ方法中、特ニ不動産ヲ抵當トスル貸付ノ如キハ興銀、勸銀、農工銀行等ハ兎ニ角普通銀行ニ於テヤルノハ變則ノ事テアル、ソレ故普通銀行力之ヲ行フ場合ニハ信託會社ヲ經由スヘキモノトシ、之ヲ信託會社ノ一ツノ特權トスルヤウニシタラヨカラウト思フ。又公法人カ其ノ財産ノ管理ヲ他人ニ委託スル場合ニハ信託會社ニ信託セシムルヤウニシタイ。尙ホ法規上資金運用方法トシテ、郵便貯金又ハ銀行預金ト指定スルモノニ就テハ、信託會社ノ信託金トスルコトノ出來ルヤウニシテモ差支無イ筈テアル。

更ニ租稅關係ニ就イテ云ヘハ、第一營業稅ハ信託業トシテ單一ナル課稅ヲスルコト、第二信託ノ登記及登錄ハ名義上ノ稅率ニ止ムルコト、第三信託契約及信託金證書ノ印紙稅ハ最低率ニ依ルコト、第四受益者ノ利益ニ對スル所得稅ハ第二種所得稅トスルコト等ノ點ニ就テ、考慮セラル、事ヲ必要トスル。

以上法制審議會決定ノ綱領ヲ見テ、氣付イタ事柄ノ大要テアルカ此ノ綱領ニ本ツイテ法案ヲ起草セラル、ニ當テハ、充分裁量ノ餘地カアルモノト思フ。既ニ綱領ノ決シタル以上、主義方針ヲ改メテ悉

ク當業者ノ希望ヲ満足サスルコトハ不可能トシテモ、可成當業者ノ希望ヲ容レテ、此ノ法案ノ圓滿ニ  
成立シ、信託事業ノ發達ヲ圖ルコトニシタイト云フコトヲ、熱心ニ政府當局ニ希望シテ置ク。(完)

397  
251

19

21

7-14-19

終

